

監査公表 第 3 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年2月27日

筑後市監査委員 木 庭 雄 二

筑後市監査委員 川 口 裕 二

監査の結果に関する報告について

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査の対象及び実施期日

(1) 筑後商工会議所

実施期日 令和7年1月14日

3 監査の範囲及び方法

監査は、筑後市監査基準に準拠し、令和5年度の財政援助等に係る事業について、補助金等の使途が補助目的に沿って適正に使われているか、出資している団体が出資目的に沿った運営を行っているか、指定管理者が事業計画に沿った事業を適切に実施しているかを主眼とし、関係書類による照合検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

4 財政援助の内容と金額（令和5年度決算額）

筑後商工会議所補助金（商工業振興対策事業）	350,000 円
筑後商工会議所補助金（小規模事業者支援事業）	7,200,000 円
筑後商工会議所補助金（創業力向上支援事業）	500,000 円
筑後商工会議所補助金（プレミアム付商品券発行事業）	33,441,809 円

5 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね良好に処理されていることが認められた。